

令和6年度優良リサイクル製品導入促進事業募集要領

1 趣旨

県内の廃棄物等の3R活動の促進と環境ビジネスの振興を図り、もって循環型社会の構築を図るため、愛媛県資源循環優良モデル認定制度において優良モデル認定を受けた優良リサイクル製品の販路拡大に資するため、新たにスゴeco製品を導入する企業等が当該製品の購入等に要する経費に対し、予算の範囲内で助成を行います。

2 補助対象者

- (1) 応募することができる補助対象者は、県内に本社や事業所等を置き、実施要領に基づいて「補助対象登録製品」として登録された製品を新たに導入する企業等です。
- (2) 企業等とは、法人、法人格のない任意団体等（人格なき社団等）、個人事業主です。（個人での購入は対象となりません。）
- (3) 事業成果検証のためのヒアリング及び事例公表等に協力することが要件となります。

3 対象事業

- (1) 応募の対象となる事業は、実施要領第4条に基づき「補助対象登録製品」として登録された「補助対象登録製品一覧表」掲載製品の新規導入です。
- (2) 補助金交付決定の日から令和7年3月14日までに完了するものに限りです。
- (3) 国、県又は市町からの助成その他の公的団体から同様の助成を受けている場合及び販売（卸売・小売）のための仕入を主たる目的とする場合は対象になりません。

4 補助金の額等

- (1) 補助金の額は、①の補助対象経費に、②の補助率を乗じて算出した額とします。

①補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く）

費目	内容
需用費	補助対象登録製品の購入に要する経費
備品購入費	補助対象登録製品のうち、性質及び形状を変えず、長期間使用できる物品であって、取得価格が5万円以上のものの購入に要する経費
運搬に要する経費	補助対象登録製品の購入に当たって運搬に要する経費（商品代金に含まれない場合に限る。） ただし、補助対象事業者が自ら運搬する場合は除く。
工事に要する経費	補助対象登録製品の導入に当たって生じる工事に要する経費（工事等が新たに発生する場合に限る。）

②補助率 補助対象経費の2分の1以内

- (2) 1企業等につき30万円が交付限度額です。なお、複数の製品を導入する場合においても同様です。
- (3) 1製品当たりの交付限度額も30万円です。そのため、既に他の企業等に補助している場合には、その残額となります。

5 応募方法

この募集要領に添付している「応募申込書」(様式1号)に必要な事項を記入し、次の書類を添えて、愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課計画推進グループに持参するか、郵送してください。なお、応募は、1企業等につき、1回限りとします。

- ①「新規導入の確認書」(様式2号)
- ②その他参考となる資料(任意)

6 選考方法

- (1) 原則として、先着順に受け付けます。ただし、同着の場合は、採択実績の低い補助対象登録製品について応募している者を優先します。
- (2) なお、予算の範囲内で交付するため、採択された場合でも、希望額に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7 結果の通知

選考結果は、応募のあった企業等すべてにお知らせします。

8 交付申請書の提出

- (1) 補助対象事業者として採択された場合には、交付要綱第4条に基づく補助金交付申請書(様式第1号)を提出してください。
- (2) 交付決定後に実施した事業が補助金の交付の対象となります。

9 その他

詳しくは、この募集要領のほか、実施要領及び交付要綱をご確認ください。

【お問い合わせ・応募書類提出先】

〒 790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 県民環境部 環境局 循環型社会推進課 計画推進グループ

TEL : 089-912-2356 (直通)

(様式2号)

令和6年度優良リサイクル製品導入促進事業に係る新規導入の確認書

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者職氏名

印

(※相手方企業等の名称を記入) と当社 (※認定事業者名を記入) の間には、
(※補助対象登録製品 (スゴeco 製品) 名を記入) について、これまで販売等の実績は
なく、新たな導入に当たることを確認します。

【担当者】

職氏名	
連絡先	

※令和6年度優良リサイクル製品導入促進事業に申し込む企業等から確認書の作成依頼があった場合には、作成・押印の上、当該企業等にお渡してください。